

## 令和7年第9回大野町農業委員会議事録

令和7年9月5日、大野町農業委員会 会長 目加田 菊次は、第9回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第15号 農地法第3条の3の規定による届出について  
議第25号 農地法第5条の許可後の事業計画変更申請について  
議第26号 農地法第5条の規定による許可について

---

### 出席農業委員（13名）

- 1番 末守 吾郎 委員    2番 馬淵 徳次 委員    3番 内田 博人 委員  
5番 河本 茂樹 委員    6番 見屋井 美栄子 委員    7番 河野 正和 委員  
8番 目加田 菊次 委員    9番 林 和朗 委員    10番 山村 隆昌 委員  
11番 野村 茂雄 委員    12番 加納 賢 委員    13番 清水 誠 委員  
15番 飯沼 良一 委員

### 欠席農業委員（0名）

### 出席農地利用最適化推進委員（11名）

- 岡田 松榮 委員    林 竜彦 委員    渡邊 靖 委員    久保田 静真 委員  
内藤 昭宏 委員    河田 幸則 委員    小森 富雄 委員    田代 定 委員  
所 勝重 委員    宮嶋 博幸 委員    野津 正明 委員

### 欠席農地利用最適化推進委員（0名）

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- 事務局長 國枝 広典    係長 若原 宏晃    係 内藤 智仁

(令和7年9月5日 午前9時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を11番の野村茂雄委員、12番の加納賢委員にお願いしたいと思います。それでは報第15号について、事務局より説明願います。

〔事務局 報第15号の議案説明〕

○事務局

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。3筆で3,147㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で3,203㎡でございます。

3番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。12筆で10,234㎡でございます。

4番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。1筆で396㎡でございます。

5番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で4,678㎡でございます。

6番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。6筆で9,380㎡でございます。

7番の案件につきましては、母より農地を相続されたものであります。1筆で198㎡でございます。

報第15号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第15号は終了させていただきます。

これより審議に入ります。それでは議第25号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第25号の議案説明〕

○事務局

農地法による転用許可を受けた後、その事業計画を変更する場合は、事業計画変更承認申請により町長の承認が必要となっており、また農地法関連事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっています。

1番でございます。平成20年10月27日付けで許可された一般個人住宅への転用でしたが、資金都合により当初事業計画どおり達成ができなくなったため、子が代わって事業を行うということで、事業計画変更承認申請が出されました。また、土地の現況が農地である場合については、改めて農地法第5条の許可も必要になるため、議第26号2番にて許可申請も行っています。

議第25号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第25号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第25号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第26号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔事務局 議第26号の議案説明〕

○事務局

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、また農地法関係事務処理要領に基づき、農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、一般個人住宅を建築するため申請されました。担当推進委員は所委員となっております。

2番でございます。使用借人が、使用貸人より農地を借り受け、一般個人住宅として利用するために申請されました。なお、本案件は議第25号にて説明いたしました事業計画変更に係るものとなります。担当推進委員は内藤委員でございます。

議第26号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の2番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第26号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第26号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については10月6日9時より行います。よろしくお願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第9回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長

目加田 菊次



委員

野村 茂雄



委員

加納 賢



